

鳥栖市市民活動団体登録制度のご案内

令和2年10月1日創設

鳥栖市市民活動団体登録制度とは

- ☆ 市民活動団体の活動を効果的に支援するために設けた登録制度です。
- ☆ 登録された市民活動団体の基本情報や活動情報などを広く発信することで、市民活動団体の更なる活性化を進めます。
- ※ 本制度は、とす市民活動センター登録制度とは別のものです。



登録団体への主な支援内容

- ★ 鳥栖市市民活動支援補助事業の申請要件（令和3年度募集分から）
- ★ 市ホームページなどに団体の基本情報を掲載
市民活動登録団体ガイドブックに掲載
- ★ 登録団体が行うイベント情報を広報
- ★ 市民や公的機関等へ登録団体情報の提供
- ★ 登録団体へ市民活動に関する各種情報を提供
- ★ まちづくり推進センター・中央老人福祉センターの使用料を全額免除
令和3年4月から使用料免除を受けるには、鳥栖市市民活動団体登録が必要となりました。
※使用については各施設の規定によります。
- ★ 鳥栖市市民活動保険に関するサポート
(保険の対象団体要件の確認 & 手続き等の簡素化ができます)

鳥栖市 市民環境部 市民協働課

〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地

TEL 0942-85-3576 FAX 0942-83-3310

E-mail : kyoudou@city.tosu.lg.jp

登録の要件 市民活動団体として登録ができる団体は…

次のすべてにあてはまる団体です。

1. 市内に事務所や活動拠点があり、主に市内で活動する団体であること
2. 特定非営利活動促進法 別表に掲げる活動を自発的に行っていること
3. 営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っていること
4. 5人以上の構成員がいること（1人以上の市民を含む）
5. 規約等を定めていること
6. 法人でないこと（特定非営利活動法人は対象です）
7. 政治・宗教・選挙活動を目的としていないこと
8. 暴力団等でないこと

登録手続き 登録団体になるためには…

① 市へ登録申請

団体代表者は「鳥栖市市民活動団体登録申請書（様式第1号）」に必要書類を添えて、市民協働課へ提出してください。

（詳しくは、2ページを参照）

② 審査後、登録を決定

審査後、登録を決定した場合は、団体代表者へ「鳥栖市市民活動団体登録済通知書（様式第2号）」により通知します。

登録後の手続き 登録団体になったら…

一度団体登録いただくと登録の期限はありませんが、次の手続きが必要です。

① 毎年、活動内容がわかる書類を提出

総会（前年度の報告と今年度の計画を決定する団体の全体会議）開催後3か月以内に「今年度の活動計画が分かる書類（活動（事業）計画書、※予算書）」「前年度の活動実績がわかる書類（活動（事業）報告書、※決算書）」を市民協働課へ提出してください。

※令和6年度以降は、活動（事業）計画書、活動（事業）報告書だけでなく、**予算書、決算書**も提出してください。

※3年以上活動報告書等の提出がない場合は、登録を取消す場合がありますのでご注意ください。

② 登録内容に変更があったら変更届を提出

登録申請した内容に変更があったときは、「鳥栖市市民活動団体登録変更届（様式第3号）」に変更後の内容が分かる書類を添えて、市民協働課へ提出してください。

登録の取り消し

- 登録団体が「登録要件に該当しなくなった場合」「3年以上活動報告書等を提出しなかった場合」「その他市長が登録にふさわしくない行為があると判断した場合は、登録を取り消す場合があります。
- 登録団体が、自ら登録を取り下げの場合は、「鳥栖市市民活動団体登録取下書（様式第4号）」を市民協働課へ提出してください。

市民活動団体登録申請のご案内

●申請に必要な書類

鳥栖市市民活動団体登録申請書（様式第1号）※市HPからダウンロードできます

表

鳥栖市市民活動団体の登録に関する要項第2条に定める登録要件を満たすため、第4条第1項の規定により、関係書類を添付して登録を申請します。また、第8条第9号において鳥栖市が必要な場合には、関係官署に照会することについて承諾します。

団体の代表者から申請ください。※暴力団関係の同意を兼ねます。印鑑の押印は不要です。

裏

市との連絡先としてメールアドレスや電話番号を必ずご記入ください。住所を個人宅に設定しているなどの理由で、連絡先を公開したくない場合は、「公開をしたくない」に✓を入れてください。

登録申請には以下の添付書類①～④が必要です。

- 添付書類に決まった書式はありません。
- 一般的に総会資料に使われている書類です。総会資料にない書類は、別途準備ください。

書類がそろわないときは・・・
添付資料のひな形は鳥栖市のホームページからダウンロードできます。ご利用ください。
※とす市民活動センター（フレスポ鳥栖2階 TEL81-1815）で、書類作成について相談できますのでご利用ください。

①規約等

〇〇会則
()
第1条.....
()
第2条.....
.....
.....

②役員・構成員名簿

役員名簿
団体名

--	--	--	--

「役職名」「氏名」「住所」の記載が必要です。住所は「鳥栖市内」「鳥栖市外」の区別がわかるように記載下さい。

③今年度の予算書・活動(事業)計画書 (活動計画が分かる書類)

〇年度 予算書
(年月日～年月日)
団体名

収入

--	--	--	--

支出

--	--	--	--

〇年度 年間活動計画
団体名

--	--	--	--

④前年度の決算書・活動(事業)報告書 (活動実績が分かる書類)

〇年度 決算書
(年月日～年月日)
団体名

収入

--	--	--	--

支出

--	--	--	--

〇年度 活動報告
団体名

--	--	--	--

登録団体 Q&A

Q1 団体の立ち上げ方がわからないのですが…。

A とす市民活動センターでは、団体の立ち上げ方、規約の作り方、事業計画の立て方、総会の開き方、資金集めの方法など、団体の運営や事業の実施に関するお困りごとについて、相談することができます。お気軽にお問い合わせください（来所前に連絡してください）。

Q2 規約がないのですが…。

A 団体の設立目的や事業内容、会費、総会などの取り決めについて、会員の皆さんが共通認識をもつためにも、また、どのような団体なのか対外的に知っていただくためにも規約は必要です。規約のひな形は鳥栖市のホームページに掲載していますので参考にしてください。

Q3 総会を開いたことがなく、予算書や活動計画書もないのですが…。

A 総会が必要です。年に1回は会員全員で集まって、これから1年間の計画（活動（事業）計画）・お金を何に使うのか（予算）、過去1年間の活動のふり返り（活動（事業）報告）・お金を何に使ったのか（決算）について、みんなに報告し同意を得ましょう。総会前に、活動（事業）計画書、予算書、活動（事業）報告書、決算書などを作成することになります。

Q4 私の団体は、年度（4～3月）で活動内容を区切っていないのですが…。

A それぞれの団体の活動期間にあわせて、1年間のお金の出入り、活動の予定、事業の実施状況がわかる書類を提出してください。

Q5 代表者や団体の連絡先が変わったのですが…。

A 「鳥栖市市民活動団体登録変更届（様式第3号）」を提出してください。変更届は、市民協働課に準備しています。鳥栖市のホームページからダウンロードもできます。

Q6 登録申請したら、いつからまちづくり推進センターの使用料が免除になりますか？

A 申請後、審査を行い登録しますので、使用料免除開始まで約1か月必要となります。令和3年4月から使用料免除を受けるには鳥栖市市民活動団体登録が必要となりました。お早めに手続きください。

= お問い合わせは =

鳥栖市 市民環境部 市民協働課

〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地

TEL 0942-85-3576

E-mail : kyoudou@city.tosu.lg.jp

とす市民活動センター

〒841-0026 鳥栖市本鳥栖町 537 番地 1

フレスポ鳥栖 2 階

TEL 0942-81-1815

E-mail : tosusiminkatudou@kii.bbq.jp

